

## 第2号様式(2)-②

(共同企業体発注・事後審査型)

### 沖縄県企業局一般競争入札公告第25号

福地～宇出那覇導水管布設工事(川田工区)その3について、地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札(事後審査型)を次のとおり実施する。

平成25年10月28日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 平良 敏昭



#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 福地～宇出那覇導水管布設工事(川田工区)その3
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡東村字川田地内
- (3) 工事の種類 水道施設工事
- (4) 工事内容

ア 目的 本工事は、福地～宇出那覇導水管のうち、東村字川田地内の導水管の一部を更新するものである。

イ 規模及び構造 延長：604.9m 管径：φ1,500mm 管種：ダクタイル鋳鉄管

ウ 工法 開削工法：604.9m

エ 概要図 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成27年2月28日まで
- (6) 本工事は、入札手続(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。
- (7) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

#### 2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 3社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、20パーセント以上でなければならない。

#### 3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条に

よる平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿」という。）に土木工事業又は水道施設工事業として登録されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者であること。）。ただし、平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に土木工事業又は水道施設工事業の経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は参加できない。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

(ア) 株式会社大協測量設計

キ 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係、人的関係その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。（資本関係又は人的関係にある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、これらの関係がある場合において、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、沖縄県企業局競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(イ) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 親会社と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ロ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

前記(イ)又は(ロ)の関係と実質的に同じものと認められる場合

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

ケ 平成25年10月28日付けで公告する次の工事の落札者（構成員を含む）は、落札者となった時点で、本工事の落札者となることはできない。

- (7) 福地～宇出那覇導水管布設工事（川田工区）その2
  - (イ) 福地～宇出那覇導水管布設工事（川田工区）その4
  - (ウ) 福地～宇出那覇導水管布設工事（宇出那覇工区）その4
- (2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
- ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に土木工事業の特A等級として登録されている者。
  - イ 次に掲げる公共機関が発注する工事を元請けとして施行し、完成・引渡しを完了した実績を有すること（過去10年以内の工事に限る）。
    - (7) 導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事及び下水道工事のいずれかであること。
    - (イ) 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管又はヒューム管等であること。（塩ビ管は対象としない。）
  - ウ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を、本工事に専任で配置できること。
    - (7) 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者若しくはこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の指導監督実務経験（過去3年以内の実務経験に限る）を有する者であること。
    - (イ) 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（資格確認申請日以前に3か月以上の雇用）があること。
  - エ 本県に建設業法に基づく本店がある者。
- (3) 特定JVの代表者以外の構成員Aに必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
- ア 平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に土木工事業のA等級として登録されている者。
  - イ 次に掲げる公共機関が発注する工事を施工し、完成・引渡しを完了した実績を有すること（過去10年以内の工事に限る）。
    - (7) 導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事及び下水道工事のいずれかであること。
    - (7) 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管又はヒューム管等であること。（塩ビ管は対象としない。）
  - ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を、本工事に専任で配置できること。
    - (7) 2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者若しくはこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、過去3年以内の実務経験を有すること。
    - (7) 配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（資格確認申請日以前に3か月以上の雇用）があること。
  - エ 本県に建設業法に基づく本店がある者。
- (4) 特定JVの代表者以外の構成員Bに必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
- ア 平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に水道施設工事業として登録されている者。
  - イ 次に掲げる公共機関が発注する工事を施工し、完成・引渡しを完了した実績を有すること（過去10年以内の工事に限る）。

- (7) 導水管工事、送配水管工事、取水ポンプ場施設工事、調整池建設工事、増圧ポンプ場施設工事、導水トンネル工事及び下水道工事のいずれかであること。
- (7) 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管又はヒューム管等であること。(塩ビ管は対象としない。)
- ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を、本工事に専任で配置できること。
  - (7) 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、過去3年以内の実務経験を有すること。
  - (7) 配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(資格確認申請日以前に3か月以上の雇用)があること。
- エ 本県に建設業法に基づく本店がある者。

#### 4 紙入札による入札参加の取扱い

やむを得ず持参により入札書を提出しようとする者は、沖縄県企業局電子入札運用基準に基づき「紙入札方式参加承認申請書」又は「紙入札方式移行申請書」(以下紙入札申請書という)を持参により提出しなければならない。

期限までに紙入札申請書を提出しない者の持参による入札は原則として認めない。

- ア 提出期間 公告の日から平成25年11月15日(金)まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局総務企画課 県庁12階  
電話番号 098-866-2803

#### 5 入札場所及び日時等

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

- ア 電子入札システムによる場合
  - 入札書提出開始日時 平成25年11月21日(木) 9時00分
  - 入札書提出締切日時 平成25年11月21日(木) 14時00分
- イ 持参による場合
  - 持参日時 平成25年11月22日(金) 10時50分
  - 持参場所 沖縄県企業局総務企画課 県庁12階  
※紙入札申請書の写しを持参すること。
- ウ 開札日時 平成25年11月22日(金) 11時00分 ※電子入札システムにより開札

#### 6 共同企業体資格審査申請書等の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状(以下「共同企業体資格審査申請書等」という。)を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに共同企業体資格審査申請書等を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- ア 提出期間 公告の日から平成25年11月15日(金)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- イ 提出場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局総務企画課 県庁12階  
電話番号 098-866-2803

ウ 部数 1部

## 7 申請書等の提出及び競争参加資格の審査

### (1) 落札候補者の資格確認

本競争入札は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に上位のものから3者について、競争参加資格審査を行う。

価格によって順位を定めることができないときは、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定めるものとする。

### (2) 資格確認申請書等の提出

一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格確認のための関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）は、持参により次のとおり提出すること。

#### ア 提出依頼

開札後、11月22日（金）午後5時（予定）までに対象業者に対し、電子入札システム等により通知する。

#### イ 提出期限

平成25年11月26日（火）までとする。

※ 本期限までに資格確認申請書等を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。なお、期限内に限り、一度提出した資格確認申請書等の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

#### ウ 提出場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局建設計画課 県庁12階  
電話番号 098-866-2814

#### エ 提出部数 1部

### (2) 競争参加資格の確認結果通知

平成25年11月29日（金）（予定）までに、電子入札システムにて通知する。

なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札者決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。

### (3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所 沖縄県企業局総務企画課 県庁12階

ウ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

## 8 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 公告の日から

(2) 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 問い合わせ先 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局総務企画課 県庁12階  
電話番号 098-866-2803

## 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、入札保証金を納付すること。

ただし、有価証券等又は金融機関の入札保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い保険証券を又は契約保証の予約の締結を行い予約証書を提出した場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の金額等（有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）については、見積る契約金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上とすること。また、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約については、見積る契約金額の100分の10以上の保証金額又は契約希望金額が入札金額（税込み）以上とすること。

なお、期限までに入札保証金の納付等（有価証券等又は金融機関の入札保証書の提供及び入札保証保険証券又は金融機関等の予約証書の提出を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る入札希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

入札保証金等の納付方法等については、次のとおりとする。（詳細は、沖縄県企業局建設工事における入札保証に関する取扱要領（以下「入札保証金取扱要領」とい

う。)によるものとする。)

ア 入札保証金を納付する場合

(7) 納付期限 平成25年11月20日(水)

(1) 納付方法 当局が発行する納入通知書により、所定の金融機関において納付

※ 入札保証金納付書発行依頼書(企業局ホームページに掲載)を納付期限の2営業日前までに下記提出先に持参し、納入通知書の発行を受けること。また、金融機関で納付した後は、領収書を上記提出期限の午後5時までに持参すること。

【企業局ホームページ例規集・様式集】

<http://www.eb.pref.okinawa.jp/tender/reiki-youshiki.html>

(ウ) 提出先 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2803

沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班

※ 納入通知書の発行準備等があるので、事前に電話連絡すること。

イ 入札保証保険証券、入札保証書又は契約保証予約証書を提出する場合

(7) 提出期限 平成25年11月20日(水)

(1) 提出方法 持参または郵送

※ 郵送の場合は、配達を確認できる方法によること。

(ウ) 提出先 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2803

沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班

※ 保険期間は、入札日を含め1か月以上の期間を設定すること。

ウ 有価証券等を提出する場合

(7) 提出期限 平成25年11月20日(水)

※ 提出方法及び提出先については個別に指定するので、提出期限の2営業日前までに沖縄県企業局総務企画課建設業務指導班あて電話連絡すること。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

## 11 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の紙入札申請書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- (6) 入札書のくじ番号（任意の数字3桁）は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。

## 12 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。  
ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。
- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

## 13 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 14 契約締結時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

## 15 支払条件

- (1) 前金払 契約金額の40パーセント以内
- (2) 中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
- (3) 部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

## 16 火災保険の要否

要

## 17 その他

- (1) 資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された資格確認申請書等は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県企業局競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (8) 工期は、事情により変更することがある。
- (9) 最低制限価格を設定する。
- (10) 詳細は、沖縄県企業局電子入札運用基準による。

## 18 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札及び契約手続に関すること 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局総務企画課（建設業務指導班）  
電話番号 098-866-2803
- (2) 設計図書、資格要件その他上記(1)以外に関すること  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県企業局建設計画課（建設第2班）  
電話番号 098-866-2814

ア 提出期間 公告の日から平成25年11月8日（金）まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記(2)に同じ

ウ 提出方法 持参によるものとする  
電子入札対象工事の場合でも、持参すること。

エ 回答方法 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 期間 回答日から平成25年11月20日（水）まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(イ) 閲覧場所 上記(2)において閲覧に供するほか、入札情報システムに掲載する。

【入札情報システム】

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>